平成２１年（フ）第２００号
宮城県大崎市古川江合錦町１丁目７番31号
Ｋ－１ハウスⅡ－Ｂ号
債務者　高橋　俊次
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２１年（フ）第１０５号
福井市光陽２丁目19番25号　第二大久保マンション202
債務者　箕中比呂志
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２４３号
福井県南条郡南越前町鋳物師第20号16番地
債務者　杉本　正和
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３０９号
福井県あわら市堀江十楽第27号１番地
債務者　川崎　勝美
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３２９号
福井市河水町第４号53番地、旧住所福井県坂井市三国町陣ヶ岡第７号６番地２
債務者　巻下　一美
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３３３号
福井市明里町10番26号　グランドシティ足羽401号、旧住所福井市光陽３丁目14番５号ルミネコーポ206号
債務者　西嶋　重榮
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３４３号
福井市下荒井町第13号101番地　雇用促進１号棟203号
債務者　森田　明美
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３５５号
福井県鯖江市水落町２丁目９番23号　清水アパート１、旧住所福井県鯖江市杉本町第２号３番地２
債務者　品川まり惠
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３６１号
福井市木田１丁目3210番地、旧住所福井市木田３丁目921番地　コーポ木村202号
債務者　大橋奈己恵（旧姓多田）
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３８６号
福井県あわら市二面第18号１番地12
債務者　山本妃都美
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３８８号
福井市天菅生町第４号34番地
債務者　藤井　修久
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１２８号
長野県佐久市塩名田230番地１
債務者　高野ちい子
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
長野地方裁判所佐久支部

平成２１年（フ）第２８８号
兵庫県川西市けやき坂２丁目29番地の６
債務者　宮本ツヨシ
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第１４１号
山口県山陽小野田市大字小野田4765番地１笹尾ハイツ204号、前住所山口県山陽小野田市大字埴生947番地２
債務者　岡崎いづみ（旧姓尾方）
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２１年（フ）第７４９号
北九州市若松区修多羅２丁目10番18号
債務者　片岡　幸二
1　決定年月日時　平成21年９月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第９６２号
北九州市八幡西区竹末１丁目28番23号
債務者　小役丸香緒理
1　決定年月日時　平成21年９月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第９７６号
北九州市八幡西区真名子１丁目10番34号
債務者　門田　善美
1　決定年月日時　平成21年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部